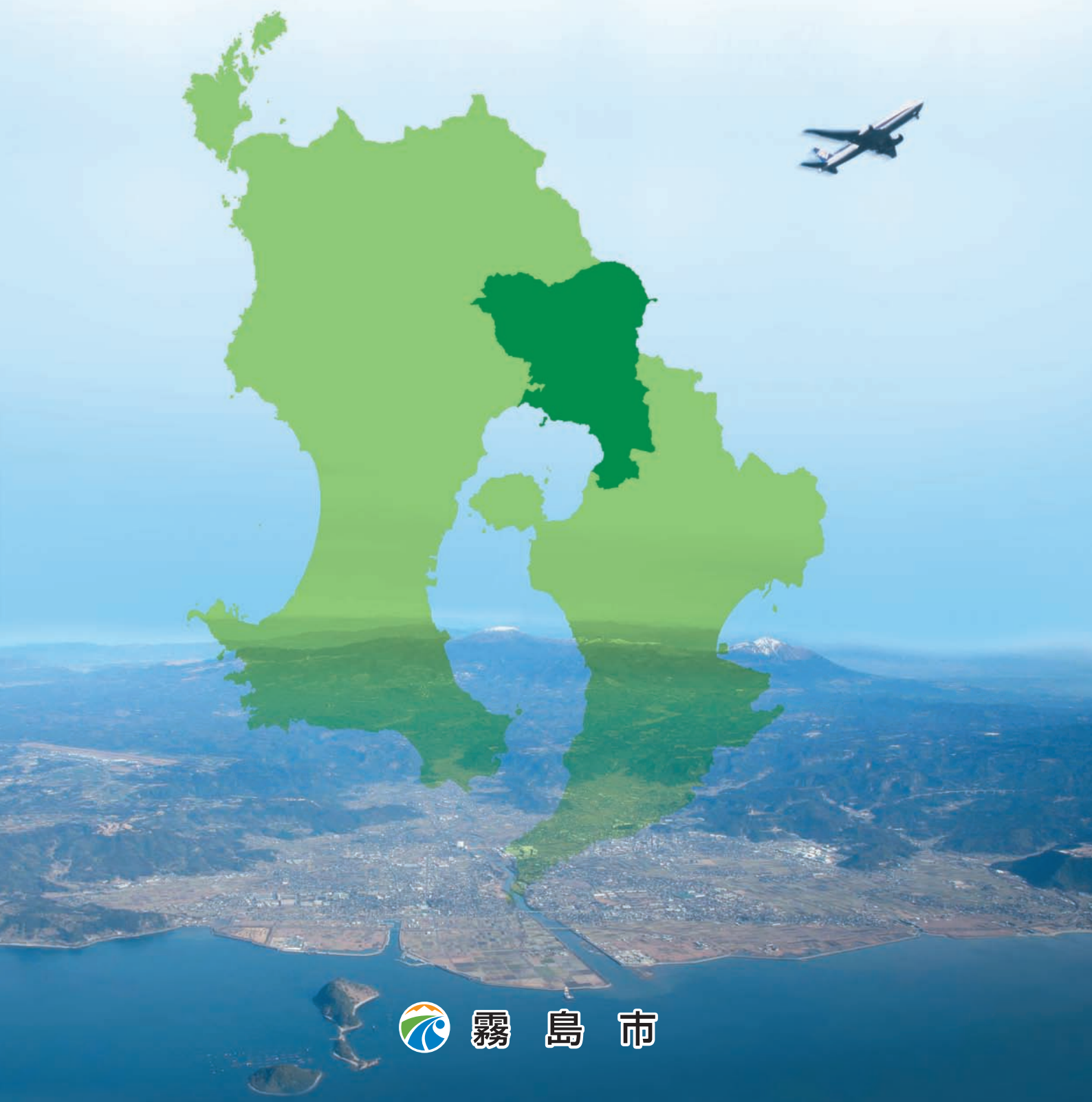


霧島市都市計画 マスタープラン

Master Plan for City Planning of Kirishima City



霧島市

霧島市都市計画マスタープラン

平成 22 年 3 月

霧 島 市

霧島市都市計画マスタープランの策定にあたって



霧島市ではこれまで、平成 20 年 3 月に市の最上位計画となる「第一次霧島市総合計画」を、また、平成 21 年 3 月には土地利用に関する基本的な指針となる「第一次霧島市国土利用計画」を策定し、両計画で掲げる市の将来像『人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市』の実現に向け、各種施策を推進してまいりました。

今回策定いたしました「霧島市都市計画マスタープラン」は、それらの上位計画に即し、具体の都市計画に対して基本的な方向性を示す役割を担うものであり、霧島連山から海岸部にわたる多様な地理的特性、国立公園や多くの温泉郷などを有する豊かな自然的特性、また、空港や高速道路、鉄道等の広域交通体系に恵まれた社会的特性など、様々な特性をもつ本市の今後の都市づくりを進める上で、総合的な指針となるものです。

人口減少・超高齢社会の到来や厳しい社会経済情勢が続く中、今後も本市の多様な特性を最大限生かしながら、それぞれの地域で快適で魅力あるまちづくりを実現するため、本計画に基づき、土地利用の規制・誘導や都市施設の整備など各種施策を推進してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました霧島市都市計画マスタープラン策定協議会及び霧島市都市計画審議会の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成 22 年 3 月

霧島市長 前田 終止

【 目 次 】

第Ⅰ章	都市計画マスタープランとは	1
1.	都市計画マスタープランの背景と目的	1
2.	計画の位置付け	3
3.	霧島市都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間	4
4.	計画策定の流れと取り組み	5
第Ⅱ章	霧島市の現況と課題	7
1.	霧島市の現況	7
2.	都市の課題	12
第Ⅲ章	都市の将来像	17
1.	都市づくりの基本理念	17
2.	都市の将来像	17
3.	都市づくりの目標	18
4.	将来目標人口	21
5.	将来都市構造	22
第Ⅳ章	都市づくりの分野別方針	27
1.	土地利用の方針	27
2.	市街地整備及び住環境整備の方針	33
3.	道路・交通施設整備の方針	36
4.	都市公園・緑地整備の方針	41
5.	下水道・河川整備の方針	45
6.	供給処理関連施設整備の方針	48
7.	都市環境形成と保全の方針	50
8.	都市景観形成の方針	54
9.	都市防災の方針	56
10.	その他の都市整備の方針	59
第Ⅴ章	地域別構想	61
1.	地域別構想の役割と地域区分	61
2.	国分地域	63
3.	溝辺地域	70
4.	横川地域	75
5.	牧園地域	80
6.	霧島地域	85
7.	隼人地域	90
8.	福山地域	96
第Ⅵ章	実現のための施策	101
1.	基本的な考え方	101
2.	各種制度・事業の推進	101
3.	まちづくりの実現に向けた取り組み	103

用語の説明	105
-------	-----

巻末資料

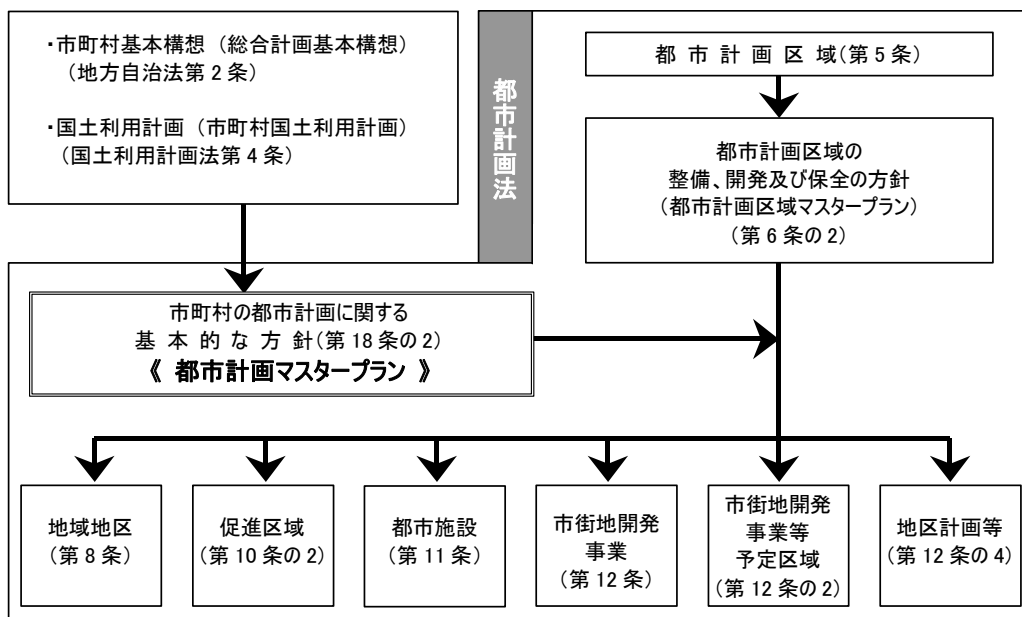
・ 諮問書	118
・ 答申書	119
・ 霧島市都市計画マスタープラン策定体制	120
・ 霧島市都市計画マスタープラン策定協議会設置要綱	121
・ 霧島市都市計画マスタープラン策定協議会委員名簿	123
・ 霧島市都市計画マスタープラン庁内検討組織構成員一覧	124
・ 霧島市都市計画マスタープラン策定経過	125

第 I 章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランの背景と目的

1-1 都市計画マスタープラン策定の背景

- ・「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(以下「都市計画マスタープラン」という。)は、平成4年の都市計画法の改正により創設されたものです。
- ・都市計画マスタープランは、市町村の具体の都市計画*に対して基本的な方向性を示す役割を担っています。
- ・都市計画マスタープランは、市民に最も近い立場にある市町村が、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来像を確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動などを支える諸施設の計画等を定めるものです。
- ・本市域の旧市町では、国分市マスタープラン、溝辺町都市計画基本構想、隼人町都市計画マスタープランを策定し、街路・公園事業などによる計画的なまちづくりを進めてきました。
- ・しかしながら、都市計画をめぐる社会情勢として、今日、我が国は成熟した「都市型社会」の時代を迎えようとしており、その課題も中心市街地の停滞、産業構造の変化、コンパクトな都市の実現、安心・安全なまちづくりなど多様化しています。このため旧市町で進められてきたまちづくりは受け継ぎつつ、時代潮流や社会情勢の変化による都市計画の課題に対応すべく、市域全域を対象とした新たな都市計画マスタープランを策定することとしました。



■都市計画法等の体系における市町村都市計画マスタープランの位置付け

1-2 都市計画マスタープランの目的と役割

- ・都市計画マスタープランは、あくまでも都市の将来像や整備方針を示す計画であり、即地的かつ具体的な計画内容を示すものではありません。
- ・都市計画マスタープランは、本市における都市づくりの具体的な将来像を確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定めることから、住民・事業者・行政などがこれらのビジョンを共有し、協働による都市づくりを進めることを目標とし、これを実現する手法の一つである都市計画の総合的な指針として定めるものです。
- ・今後、土地利用規制・誘導や都市施設の整備などの都市計画の具体的な各施策は、この指針に基づいて実施していくこととなります。
- ・都市計画マスタープランの果たす主な役割は、次のとおりです。

(1) 都市の将来像の明示

- ・本市全体及び日常の生活圏を基本とした地域別の将来像を示し、市民、事業者、行政、NPO*、ボランティア組織など、多様な主体が共有する都市づくりの目標を設定します。

(2) 市町村が定める都市計画の方針

- ・将来像を実現する手法の一つとして、本市の定める都市計画の決定・変更の方針を示します。

(3) 都市計画の総合性・一体性の確保

- ・本市には、霧島地域を除く各地域（国分、溝辺、横川、牧園、隼人、福山）の一部に6つの都市計画区域*があります。これら個々の都市計画の相互関係を調整し、都市全体としての総合的かつ一体的な都市づくりを可能にします。

(4) 住民の理解・具体の都市計画の合意形成の円滑化

- ・住民を含めた多様な主体が都市の課題や方向性について合意し、そのことにより具体の都市計画の決定・実現が円滑に進むことが期待できます。

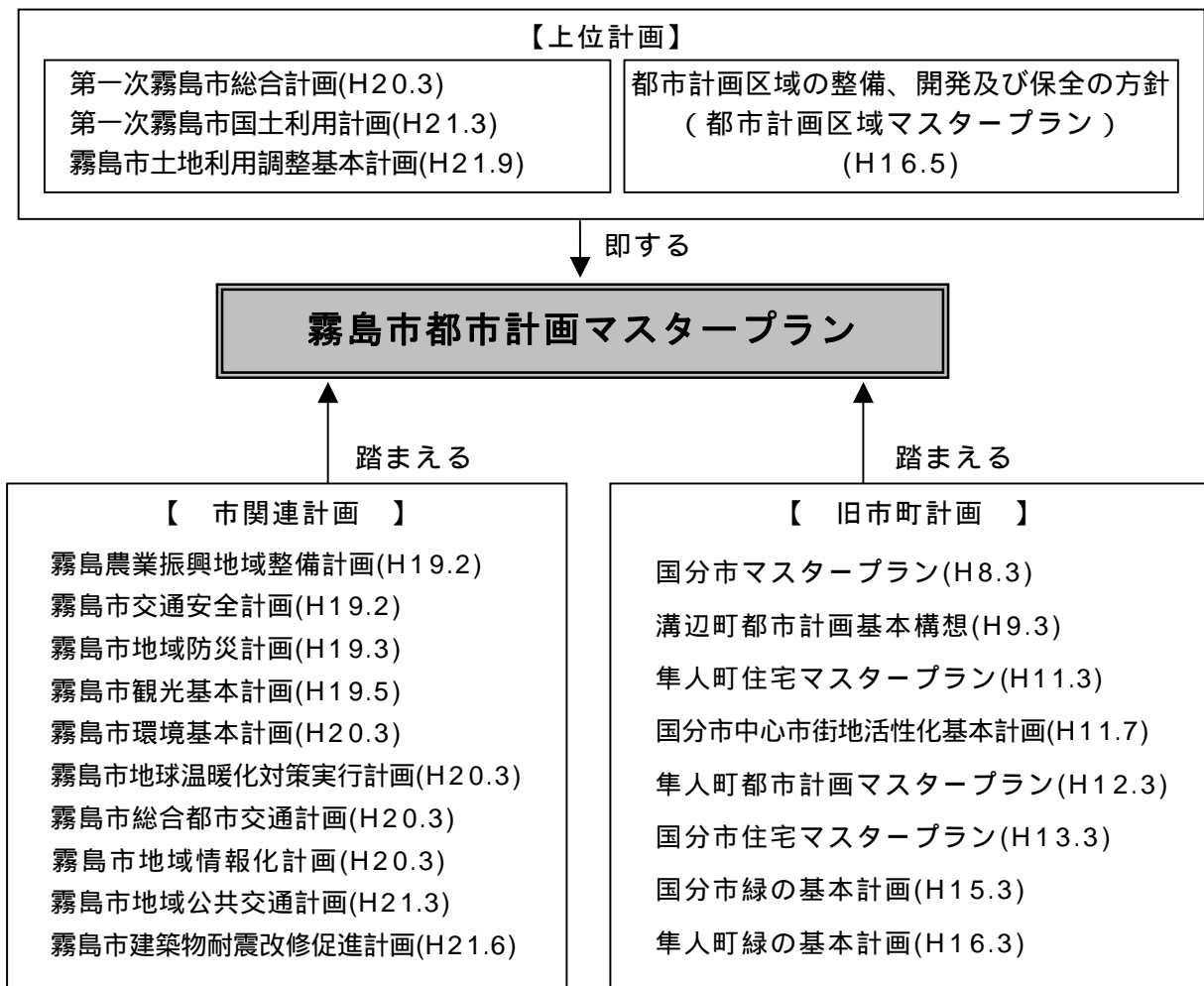
■都市計画の構成

		土地利用	都市施設
将来像	計画	・都市計画マスタープラン	
実現するための手法	規制的・誘導型手法	・区域区分（市街化区域及び市街化調整区域） ・地域地区（用途地域など） ・地区計画など	
	事業的手法	・都市計画道路 ・都市公園 ・公共下水道など ・市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業など）	

※本市は区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）を定めていません。

2. 計画の位置付け

- ・霧島市都市計画マスタープランは、第一次霧島市総合計画、鹿児島県が策定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針*（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）第一次霧島市国土利用計画及び霧島市土地利用調整基本計画*に即し、本市の特徴・特性を生かした都市計画の方針を示すものです。



■霧島市都市計画マスタープランの位置付け

3. 霧島市都市計画マスタープランの対象範囲と計画期間

3-1 対象範囲

- ・都市の将来像や整備方針等の確立に当たっては、市街地のみならず、市域全体にわたり、農地・森林・自然環境などの土地利用のあり方も含め、広域的かつ総合的に検討することが重要であることから、本計画は本市の行政区域全体（603.68 k m²）を対象として策定します。

3-2 計画期間

- ・都市計画マスタープランは、概ね 10 年～20 年後の都市の将来像を展望し、具体の整備については概ね 10 年後の目標を設定します。ただし、他の上位・関連計画と期間を合わせていくことも考えられ、基本的には自由に設定できるものです。
- ・本計画の計画期間は、計画初年度（平成 22 年度）からの概ね 10 年間とし、**平成 32(2020)年**を目標年次とします。

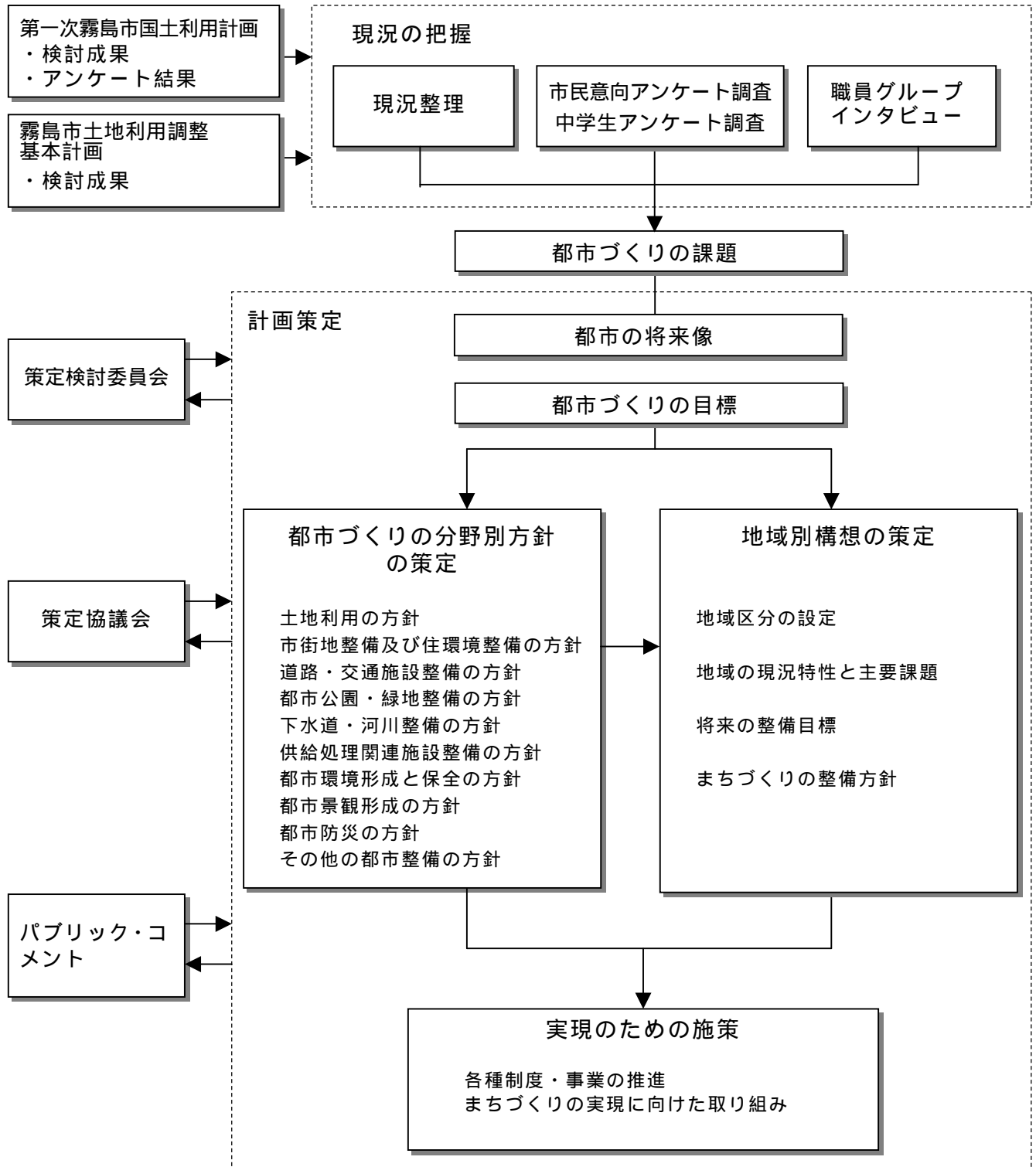
■ 計画の目標年次

平成 32（2020）年を目標年次とします

4. 計画策定の流れと取り組み

4-1 計画策定の流れ

本計画の策定の流れを下図に示します。



■ 計画策定の流れ